

## 新・民法小説（４）コラム

### 【ソラのレポート・その１】（コラム７）

#### 民法に関する出版物

Y閣への派遣研修生として日本に来て半年以上が経過した。1年の研修期間のうち半分が過ぎたことになるので、これまでの見聞に基づいて、日本の出版事情につき気づいた点をまとめてみた。韓国の法学界・法曹界でも知られているように、日本では2017年に改正債権法が公布され、2020年の施行が待たれている。そのため法律出版の世界では、民法に関する出版物が増えている。もっとも、改正法を織り込んだ『新注釈民法』などY閣をはじめとする法律出版社の出版物の動向については、ソウルのP社本社においても十分に把握しているものと思う。そこで以下においては、より広く民法に関する出版物についてレポートしたい。ただし、気づいた何点かの出版物を取り上げたものであり、網羅的なものではない。

#### 1 法律雑誌における民法

Y閣では、法律関係の単行書のほかに3種類の法律雑誌を刊行している。一つは理論誌、一つはビジネス誌、そして最後の一つは学習誌である（最初の二つは少し前まで一つの総合誌であった）。民法に関する記事は、後の二つに掲載される。その場合、数人の著者の論文を集めて特集という形にすることもあれば、一人の著者が連載という形をとることもある。これらの特集や連載がまとめられて単行書とされることもある。現在、両誌に連載中されている民法改正に関する企画もいずれ単行本として出版されることになろう。

#### 2 ビジネス書分野における民法

日本で注目されることの一つは、法律関係の本がビジネス書として刊行される例が少ないということである。主要な出版社としてはN社やD社などが挙げられるが、たとえば昨年、改正民法の公布とあわせて出版された富樫教授の『リーガルベイス民法入門』の新版は、通勤途中でサラリーマンが立ち寄る駅ナカの書店にも置かれている。また、同じN社から新書版で出ている弁護士さんの著書『契約書の見方・つくり方』の新版には「民法改正でこう変わる」という帯がまかされている。

#### 3 児童書分野における民法

児童書が充実しているのも日本の出版界の特色であろう。韓国においても日本の絵本はすでに多数翻訳されているが、それ以外の出版物も非常に多い。かつては理科系のもの（図鑑類）が多かったようだが、最近では人文・社会系のものも増えている。

法律関係のものもかなり出てきている。民法だけを取り上げたものは珍しいが、花村教授の『リサとなかまたち、民法に挑む』という本が、少し前に出版されている（これはシリーズの1冊で、憲法・刑法もある）。花村教授はほかにも子供むけの法律書を書いてい

る。

#### 4 新書における民法

日本には、1930年代に創刊されたI新書以来、「新書」と呼ばれる出版ジャンルが存在する。新書版と呼ばれる縦長のコンパクトな版型で、200頁・1000円以下の価格設定で、各社がシリーズ化して毎月新刊書を出している。この新書において民法が取り上げられる例も増えている。民法改正に関連するものとしては、法務省参与として民法改正に關与した櫛田教授の『民法改正』などがある。

#### 5 コミックにおける民法

コミックの発達も日本の出版界の特色であるが、大手出版社（たとえば、Y閣の近くに本社があるSG館やSE社など）もコミックを出版している。コミックの題材は多種多様であるが、弁護士や判事・検事など法律家を主人公としたヒット作も多い。

法律家ではなく法律（民法）に限って言うと、二つのタイプのものに分かれる。一つは学習用のものであり、受験予備校やその主催者が執筆したものなどをはじめ、複数のものが存在する。もう一つは民法を題材としたものである。雑誌には2015年から、単行本は2016年から出ている『民法改正』がこれにあたる。すでに2017年末までに5巻まで刊行されており、人気を博していると言える。

『民法改正』はその副題「日本は一夫多妻制になった」が示すように、重婚禁止に関する日本民法732条に例外が認められるようになったという設定の下で展開される。最初の設定以外は法律論が出てくるわけではないが、民法の存在を意識させる作品であることは否定しがたい。

これとは別に、20年ほど前に『1限めはやる気の民法』という作品も発表されている。著者は現在ではかなり有名になった漫画家であるが、こちらは登場人物が法学部学生という設定ではあるものの、表題に現れる「民法」には特別な意味はないようである。この作品は女性読者を対象に男性（少年）同性愛を描く「BL」（boy's love という日本製の英語）と呼ばれるジャンルに属するが、このジャンルは日本では根強い人気を保っているようである。

### 【ソラの感想・その1】（コラム8）

#### 花村先生宛書簡

1 先日教えていただいた「デジタルコレクション」で、中村鐘美堂版の『民法小説』2冊を探し、プリントアウトして読んでみました。駈々堂版については、ノートをお送りしましたが、今回は感想をお送りします。今日は1冊目の『親子の訴訟』の方です（「訴訟」には「あらそひ」というふりがながついています）。全体は132頁で駈々堂版よりは少し多いです。中は第1回「夕涼み」から第16回「裁判言渡」まで、16に分節されていま

す。

2 小説の表題が示すように、裁判で争われることになるのは親子関係で、最後の判決主文は嫡出親子関係を認めるものとなっています。物語は長屋の人々（八さん・熊さん等）がいるところに、本売りの少年（善太）がやってくるところから始まりますが、この少年も長屋住まい、病気の母を抱えて家計のために働いていますが、証文を掲げて迫る借金取りは母の布団、姉の帯まで持っていかうとします。少年はこうした取り立ては新民法の定める不法行為だと主張します。

やがて物語中は、民法の講演会を経て、少年が母に自分の父親について尋ねるといふ場面に至ります。父だとされるのは、哲学士・人類学士でケンブリッジ大学卒業という人物。その後、紆余曲折があり、嫡出親子関係の承認を求める訴えがされることとなりますが、興味深いのは次の一節です。

「フーン夫（それ）はまた奇妙な事を遣り居ったね。夫りやア今日まで民法だの人事編だのと云ふ法律のなかつたマア、云へは闇の世の中で、唯孔孟の教へをばかり最もだと思つて居た野蛮時代には親を相手取つて裁判所へ訴へるなつかと云へば大それた不孝であつたかも知れぬ。私も近頃までは汗う思つてた一人であつたけれども、法律も整然（ちゃん）と出揃ひに成つたは、立憲政治の民ちや、法律の許す処之道理で、子が親を訴へるも一概に不孝の子と断言する事は出来ぬ」。

3 法律の説明が続き、書式が示されたりするのは、駸々堂版と同じです。その意味では、中村鐘美堂版の『民法小説』もまた、実用書を目指していると言えます。でも、大きく違う点が二つあります。

一つめは、会話の構成やストーリーの展開が、駸々堂版に比べるとずいぶん小説らしいことです。読んでいて、こちらの方がずっと面白いです。編集部の先輩にも見てもらったら、特に、八さん・熊さんが登場する最初の導入部分は、落語のような感じがするとおっしゃっていました。もっとも、訴訟提起に至る経緯や、親子関係が認められて問題が解決するわけではないなど、小説としてあまり上手ではないところもあります。

また、駸々堂版と比べると、民法との関係がうまく繋がっているということも指摘しておく必要があります。裁判で原告側は、母親と父親とは単なる内縁ではなく一内縁だとすると子は私生子になるとされています一、婚姻関係が成立していたと主張するのですが、その論拠は次のように述べられています。これも先輩に伺いましたが、日本の旧民法では結婚式をすれば婚姻は成立するとされていたので、こうなるはずだということでした。

「我国の習慣を以て原被告の親族立会の上、結婚式を挙行したものであります。から有名無実と云ふことは出来ぬ。随つて原告は被告の内縁の妻にあらず、正当の妻である」。

二つめは、法によって紛争を解決することがよいことだとされており、しかも、民法の適用を主張することによって、恵まれない状態にあった主人公が正当な権利を獲得するというストーリーになっていることです。これは駸々堂版では希薄であった観点のように思

います。また、法廷で両当事者が異なる意見を戦わせているところが興味深いです。

ただ、民法の規定が全面的に受け入れられているのかどうかは、わからないところがあります。もしかすると、新民法が採用した届出婚主義よりも旧民法の儀式婚主義の方がよかったという批判が含まれているのかもしれませんが。

4 全体としてみると、中村鐘美堂版の『民法小説』は、駸々堂版に比べると、高度な内容のものになっているのではないのでしょうか。単に民法の知識を伝えるというのではなく、法によって権利が実現される社会をよい社会として想定し、具体的にはその事例を示して見せる。また、法を自ら学ぶ少年を「善太」と名付けて積極的に評価する。さらなる法学学習を推奨する。そんな本になっているように思いますが、読者としては単に読み流して、楽しめばよいというわけにはいきません。

そうだとすると、次のように言えるのでしょうか。駸々堂版が知識の羅列であり、読み物と面白くないために読者を得られなかったのに対して、中村鐘美堂版は読者にかなり難しいことを要求しているので、これらに答えられる読者でないと読めない。理由は違いますが、やはり読者の獲得は難しいと。